

## ☆地域ぐるみの支援が急務 母「命預かる意識大きく」 医療的ケア児介護 栃木県初調査

下野新聞 2018年10月15日

<https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/86830>

＞ 県は17日までに、たんの吸引など医療的ケアが必要な障害児と家族を支援するため、2018年度一般会計当初予算案に医療的ケア児支援事業費約1400万円を盛り込む方針を固めた。在宅で安心して暮らし続けられる環境づくりのため、支援する入所施設への設備導入費助成や、ケアを担う人材の育成などに取り組む。

医療的ケアには、胃や鼻から直接栄養を取り込む経管栄養の管理や、呼吸を確保するためのたん吸引などがある。これらのケアを担えるのは医師や看護師、研修を受けた介護職員、家族に限られる。在宅で医療的ケアが必要な児童を介護する家族の負担は大きく、入所などで一時的に介護の負担から解放する「レスパイトケア」の必要性は高まっている。

一方、医療型障害児入所施設は県内で5カ所にとどまっており、県東部や北西部にはない。県内では、17年3月時点で医療的ケアが必要な児童が計361人おり、医療的ケアを担う事業所の増加や地域の偏在解消が課題となっている。

新事業では、最大1カ月の短期入所を担う事業所に対して設備導入費を助成する。たんの吸引に使用する機器や、体位を変えやすい介護用ベッドなどが対象設備として想定される。

まとまった睡眠時間が確保できず、通院に時間がかかる。医療的ケア児の介護者の負担が浮き彫りになった県の初調査。「命を預かっている意識が大きく、常に気を使う」と、子を介護する母親は胸中を明かす。支援制度やサービスは年々充実しつつあるが、地域差などの課題もある。医療的ケアを必要とする子どもや家族らをサポートする地域ぐるみの支援体制の構築が急務となっている。

「身体的には自由な時間が取れず、精神的には容体の変化を見落とさないよう常に気を使う」。たん吸引をし人工呼吸器などを使う息子(17)を育てる宇都宮市、瓦井千寿(かわらいちず)さんは、一瞬たりとも気の抜けない介護の実情を話す。たんの吸引で夜中に2、3時間ごとに起きることには「慣れた」と言う。…などと伝えています。

## ☆医療的ケア児介護 負担大きく 34%が睡眠5時間未満

下野新聞 2018年10月15日

<https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/86816>

＞ たんの吸引など医療的サポートが必要な県内の「医療的ケア児」を介護する家族の34%が5時間未満の睡眠であることが14日までに、県保健福祉部が初めて実施した本格的な調査で分かった。介護で一晩に1回以上起きる人は61%に上り、まとまった睡眠を十分に確保できていないことがうかがえる。調査結果から、介護者の負担が大きい現状が浮き彫りになった。

医療的ケア児に関する現状を把握しようと県は2017年3～9月、介護者や医療機関を対象に、実態・ニーズなど3種類の調査を実施した。

調査結果によると、16年10月現在で県内の医療的ケア児は361人で、43%を0～6歳の低年齢層が占めた。

実態・ニーズを尋ねる調査(有効回答率47%)では、全体の90%が主たる介護者を「母親」と答えた。介護者の睡眠時間は「5時間未満」が34%で、うち「4時間未満」は15%。たん吸引などで一晩に起きる回数を「なし」とした人は21%にとどまった。

就労状況については、「就労したいが介護のためできない」が46%を占めた。医療的ケアは経済的負担が大きいことなどから介護者の就労意欲は高いものの、容易には就労できないのが実情のようだ。

また、受診で困っている事(複数回答)で多かったのは「通院時間」(45%)、「移動に人手がかかる」(25%)、

「交通費負担が大きい」（12%）など。大学病院など特定の医療機関に利用が集中し、長距離通院が多いためとみられる。一方、医療機関に対する調査（回収率 67%）では、専門的な医療行為は除くものの、外来で一般診療に対応している病院や在宅療養支援診療所などは 53%で半数を超えた。一般診療を受けられる医療機関が一定程度あることが分かった。

県は本年度、短期入所などで一時的に介護負担を減らす「レスパイトケア」の充実や、相談支援専門員などの人材育成に本格的に取り組んでいる。県障害福祉課は「受け皿を整備したり、サービスを利用しやすくしたりして、介護する人の負担を軽減したい」としている。

#### 医療的ケア児

胃や鼻からチューブなどで直接栄養を取り込む経管栄養や、呼吸を確保するためのたん吸引などのケアが必要な子どもたち。国によると、医療的ケア児は全国に約1万7千人いるとされている。2012年の法改正により、ケアは医師や看護師だけでなく、研修を受けた介護士や教員なども行えるようになった。

…などと伝えています。



#### △医療的ケア児実態調査結果報告について

栃木県障害福祉課 2018年8月8日

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/iryoutekicare.html>

> 医療技術の進歩等により、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（以下、「医療的ケア児」という。）が全国的に増加しています。国においては、児童福祉法の一部を改正する法律が平成28年6月3日に公布され、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めることとなり、併せて障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

県では、医療的ケア児の支援に必要な施策を検討するため、基礎となる調査を実施しました。

#### \*5 調査結果

医療的ケア児実態調査結果報告書（PDF：7,898KB）

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e05/documents/iryoutekicarehoukoku.pdf>